



宮 崎 県 公 報

令和8年9月14日（月曜日） 第 746 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 64,800 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ） 1	
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ） 2	
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 2	
○公金の徴収に関する事務の委託……………（畜産振興課） 2	
公 告	
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧について（漁業管理課） 3	
○落札者等の公告（4件）…………… 3	
病院局公告	
○落札者等の公告（2件）…………… 4	
公安委員会規則	
○地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 654号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和8年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560590129	訪問看護ステーションWAO	宮崎県小林市堤35 32-1 コーポこ すもす 205	株式会社いーすと	福岡県福岡市早良 区原二丁目1番29 - 102号	令和8年8月1日	訪問看護
4561890023	訪問看護ステーションAlba	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 856 3 階	社会福祉法人めば え福祉会	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田1108番 地8	令和8年8月1日	訪問看護
4560290597	蜂鳥訪問看護ステーション	宮崎県都城市山之 口町山之口3834- 1	有限会社坂元	宮崎県都城市山之 口町山之口3860番 地4	令和8年8月3日	訪問看護
4560590137	訪問看護ステーションONE LIFE	宮崎県小林市南西 方6257-48	株式会社タカマツ	宮崎県小林市南西 方6257-48	令和8年8月8日	訪問看護

宮崎県告示第 655号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和8年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560590129	訪問看護ステー ションWAO	宮崎県小林市堤35 32-1 コーポこ すもす 205	株式会社いーすと	福岡県福岡市早良 区原二丁目1番29 - 102号	令和8年8月1日	介護予防訪問看 護
4561890023	訪問看護ステー ションAlba	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 856 3 階	社会福祉法人めば え福祉会	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田1108番 地8	令和8年8月1日	介護予防訪問看 護
4560290597	蜂鳥訪問看護ステ ーション	宮崎県都城市山之 口町山之口3834- 1	有限会社坂元	宮崎県都城市山之 口町山之口3860番 地4	令和8年8月3日	介護予防訪問看 護
4560590137	訪問看護ステー ションONE LI FE	宮崎県小林市南西 方6257-48	株式会社タカマツ	宮崎県小林市南西 方6257-48	令和8年8月8日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 656号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570800062	訪問介護並木	宮崎県西都市下三 財8124-8	医療法人暁星会	宮崎県西都市下三 財3378	令和8年8月31日	訪問介護

宮崎県告示第 657号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原3838-1・3868・3869-3・3876・3878（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）・3827、3830、3832、3833、3834-3、3835-1、3835-3、3836、3839-1、3839-3、3840-1、3840-3、3841-1、3841-3、3841-4、3842-1、3842-3、3842-5、3842-7、3844-1、3844-4、3844-6、3845-1、3845-3、3845-5、3845-7、3846-1、3846-2、3846-4、3846-6、3846-8、3846-10、3847-1、3847-3、3848-1から3848-3まで、3848-5、3848-7、3848-9、3848-11、3848-13、3849、3850-1、3856-1、3856-4、3857-1、3857-3、3858、3859-1、3861から3867まで、3869-1、3870-1、3870-3、3871、3872-1、3872-4、3872-6、3873-1、3873-3、3874-1、3874-3、3875-1、3875-3、3875-5、3875-7、3877、3880-1、3880-3、3881-1、3881-3、3882、3883-1、3883-3、3888、3889、3890-1、3890-8、3890-10、3890-13、3890-15、3890-16、3890-23、3897-1、3897-6

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年9月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
宮崎県農業協同組合西諸県家畜市場運営部	小林市南西方1112番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
宮崎県畜産試験場において生産した牛の販売業務に係る売払代
金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 1 項の規定により、日向灘海域地区の漁場整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画の案（日向灘海域地区）
- 2 縦覧場所
宮崎県農政水産部漁業管理課
- 3 縦覧期間
令和 8 年 9 月 14 日から令和 8 年 10 月 5 日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県防災庁舎で使用する電気 1,657,600 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部財産総合管理課 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社宮崎営業センター 宮崎市橘通西四丁目 2 番 23 号
- 5 落札金額
38,014,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 9 日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
本部庁舎 LAN 機器の賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
344,388,000 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 6 月 25 日
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
グループウェアサーバ機器の賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 8 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 10 番 20 号
- 5 随意契約に係る契約金額
495,858,000 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 6 月 25 日
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県総合農業試験場長 下 田 透

- 1 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県総合農業試験場で使用する電気 1,873,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂 5805 番地
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
- 5 落札金額
37,763,910 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 9 日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
。

令和 8 年 9 月 14 日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立延岡病院で使用する電気 8,261,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社延岡営業センター 延岡市東本小路 96 番地 2
- 5 落札金額
159,590,058 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 9 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
。

令和 8 年 9 月 14 日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立日南病院で使用する電気 4,703,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社都城営業センター 都城市姫城町 33 街区 5 号
- 5 落札金額
91,644,190 円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 9 日

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 慈 舟

宮崎県公安委員会規則第 9 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和 2 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
特殊勤務手当認定要件表			特殊勤務手当認定要件表		
作業の種別	認定要件	備考	作業の種別	認定要件	備考
第 1 号の作業 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	職員が、主として私服により、犯罪の予防及び捜査、少年補導、防犯及び保安活動、情報収集並びに被疑者の逮捕等の作業に従事した場合	この手当の対象となる職員は次に掲げる者とする。 (1)～(3) [略]	第 1 号の作業 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	<u>1 職員が、主として私服により、犯罪の予防及び捜査、少年補導、防犯及び保安活動、情報収集並びに被疑者の逮捕等の作業に従事した場合</u> <u>2 職員が、1 に掲げる作業に伴う通訳の作業に従事した場合</u>	この手当の対象となる職員は次に掲げる者とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>宮崎県警察通訳人運用要綱の制定について（平成 27 年例規第 10 号）第 3 に規定する部内通訳人の指定を受けた一般職員</u>
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1

項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年9月1日現在次のとおりである。

令和8年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,220人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 207,621人

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年9月1日現在次のとおりである。

令和8年9月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	108,375人
都城市選挙区	43,995人
延岡市選挙区	31,354人
日南市選挙区	13,260人
小林市・西諸県郡選挙区	13,770人
日向市選挙区	15,806人
串間市選挙区	4,381人
西都市・西米良村選挙区	8,092人
えびの市選挙区	4,719人
北諸県郡選挙区	6,725人
東諸県郡選挙区	6,950人
児湯郡選挙区	17,701人
東臼杵郡選挙区	7,017人
西臼杵郡選挙区	4,848人

--	--